

田吉著 日本開化小史 卷之二

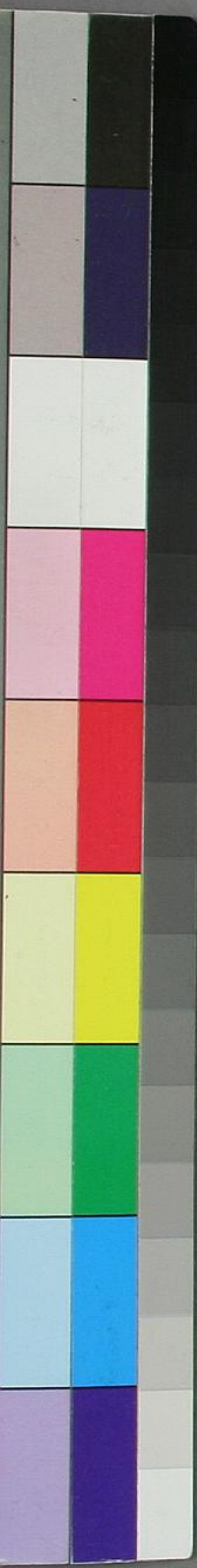
高田十郎

柳田文庫

文庫11

A1627

2



文庫11
A/1627
2

田口卯吉著

日本開化小史

田口氏藏版

日本開化小史卷の二目錄

第三章

倫理の情の論

中古國郡の制並小兵制れ變遷

數々戰亂ありて大小名諸國に起り一事並小武夫

の心變遷せし事

榮譽を望む心

臣從れ心並忠義の心次第小盛なりし事

風俗れ起り

國司の權次第小減せし事

軍陳の有様

日本開化小史 卷二 第三章 目錄

第四章

鎌倉政府地方を制すの方法

鎌倉政府内部の有様

門地貴賤の考

王家は政治に神権ありとの考

北條氏政權を握るに後れ國勢

元來入寇

鎌倉政府の修整を以て源由

佛法信仰の氣盛ありし事

新田泉文庫



日本開化小史卷の二

田口卯吉著す

第三章

封建の權典より鎌倉政府創

人の幼き時ふに善惡邪正を識別するに心未だ發せ

ざるを以て人を打ち人其物を奪ふ事草木禽獸に對

すはる如く更ふ意に介する所なく此時に當ては他

人の喜ぶる涙見ふも怒まると見るも心小感するも

なげきば之を為り小悦ひ懼ると如し然れども心小

快と悶とするに感覺を天性に存するは以て他人

の己小加ふる所業に於て一夫の悶と快と此二感

と覺へざるを得ず生と保はるるを快と死に近

日本開化小史 卷二 第三章

天性と為る其後度々此實驗を経て他人の己の快と加ふるも悶と興るも常に先づ其面小現はる、こゝと成知して始りて怒れる顔の懼る蒼きと喜べり顔の悦ぶべきこと成解し其顔色を見り直に泣き或は笑へり斯て復た度々此實驗を経て他人の怒り喜ぶを偶然小起る小非らざる已より他小加ふる所業の性質は従て或は怒り或は喜ぶことを悟る然れども如何なる所業に怒り如何なる所業に喜ぶやを詳らにせしむると以て頻りに他人の顔色を窺て事を為し數く懲悔をば所成して己の所業内ち彼れ成爲さる人必ず怒らん此を爲さる人必ず喜ばんと先

つ心小判別すふと得る小至るふり然きども私利を計るの心極りて鋭をば他人の憂と憂とせや唯た己れ所有れみ多くせんと競ひ未だ人成喜ばしむる此善業なるを知らず人と怒らむる此惡業なりこと成知らざるなり

經驗次第小進むに及んで其私利成計り亦は大方を衣服飲食も羨みらんいとを願ひ父母兄弟を恙ふらんことを願ひ親族朋友より見も知らぬ他人までも耳目小觸る所より浅きも有様に至らしむらんこと成願ひ極りて憐ふる有様を見るとふら自ら損失をばも之と救はざる成得たる小至ふことあり

是れ己の損失を憂ひざる小あらざればとも見し有様の
の其心淺悩しむる事ハ其損失より重き大なるを不
り是は倫理の情れ起源あり孟子曰く人皆不人に忍
びざる此心あり今人乍ら孺子の將小井に入らん
とそふを見るるとさそ皆な休惕惻隱の心あり以て交
を孺子れ父母小内内不所非也以譽と郷黨朋友
と要むる所非也抑も人小忍びざる此心とら
憐さふ不状態と見ざる嫌ふの私利心なり親族と美
服を著せしめんと欲すふは自ら飾らんと欲すは心
と同一ならずや孟子云ふ此心を推して人性善ふと
何とふれを惡の端也されを倫理の情ハ成長せる私利
をあるべけきは也

心なり幼き時を未だ發せず自ら愛すふの心成長し
其境界廣くなりて而して愈々盛なり終に他人を
して憂へしめ喜むる免んと此心起る小至りなり
斯く私利心成長するの際世人は其所業と目撃し一
一之し評を下すものあり他人は損失せしめ自ら利
すふ時を世人貶して曰く此は惡業なりと蓋し害亦
た自家小及ばんこと浅恐るべきあり憐されり状態
と見ざる好まざるなり其自ら損失志て他人と利
をふもの浅見社を世人皆之と賞して曰く是は善
業なりと蓋し自家亦た此幸浅得んものと望むを不
り他人の喜ぶを見る浅好まばあり是は於て乎人始

りて他人と喜ばしむるの善業なるとは、我知る他人
 を怒ら志むるは悪業をばことと知るなり是は倫理
 の情れ人心小發する起源なり然り而して一より榮
 譽あり一より耻辱あり漸く人間社會小勸善懲惡の
 教立つ小至まり世の識者ふ人れ心を考究するに當
 て他人を利せんとの心と自身を利せんとの心とを
 全く水火相ひ容さざるもの、如く思ひ其惡を制止
 するの心と良心と云ひ善を制止する其心と情欲と
 云ひ二種の心腦裏小存すと判定したり大に見れば
 る此人と雖も未だ倫理の情を以て私利心と同視を
 不能いざらざる如しハルベルト、スベンセル氏曰く倫

理の情の度、其經驗を積る變性せし私利心なり蓋
 し經驗を以て其心と懲戒せしむるとは其神經の
 構造を變性せしむると其子に遺傳し子亦た之小經
 験を加へ其性と變せしり其孫に遺傳し子孫如
 此く小して終る經驗を來らざる一箇獨立の稟性
 の如く見ゆる小至社す一人の私利心の經驗は基か
 ざらざる如き念と成まると度々の經驗は人を救ふに
 小至るてハ利害は關せず人を救ふに小至るてハ
 救はんての心ありと云ふなりジョン、ルツポック氏
 之を駁して曰父祖の經驗と其性と成りて子孫に
 遺傳し益重積をばことハ左もあらん然れども
 之を以て正善と私利との如き大異を辨明すること

難うはべー経験如何小積重したれどして私利を以
 と正善と思はしむるまで正善を為さる人
 の義務れり徳義なりと云つと教を立たる代見まを
 正善ハ私利と合せざるありを知るべし若し正善常
 し私利小合せを何ぞ義務なり威徳れりと賞賛を小
 不至らんや蓋し人智の進む小従ひ直に私利と成る
 所業と私利ハあらねども他小喜ぶ處事こと何ふ
 不為り小為る所業との二種あり小悟るに至る
 處し是を私利と正善義務の考れ散す小所以あり且
 つ正善の考れ遺傳れ性よりを寧ろ幼時の教育小基
 きはもれ多し故し余も乃ち教則ハ正善の起源し

て私利を之を計るの尺度なりと思ふなりルツボ著開
 化始源論二百七十丁ヲ見ヨ

右スペンセル氏の説を私利心を以て倫理の情を説
 き明さんとしたれども人小忍びざる心の如き全
 く人の天性に存して私利と一致をべらばが如
 くは思はさしうば則ち父祖以来の私利心小して一
 人の経験小基うぞと云はる説を立てるふなり故小
 ルツボツク氏の駁論あり小至るしふり又たルツボ
 ヲク氏ハ教則を以て正善れ考の起源と為さる抑
 教則と品行の正邪と判評を小論なり此世論を
 則ち社會の人其利益を害せられざらんを欲す小

を能ふらずや此世論の爲り倫理此情増進をふと
巧まべし然まども善惡邪正の評判と俟て而して人
皆を他人に救ふに非らざるなり其心見るに忍びさ
るあふふ爲り抑く此忍びざるの心を何ぞ人皆
ふ其所有物と愛するに私利心あり即ち親族兄弟朋
友を愛するの心あるを夫れ孝や悌や素と此私利
心と同一なり嗚呼人類の腦裏豈に二種の相容るべ
からざるが如き心あらんや皆ふ私利心の成長して
其枝葉を廣げしが爲り小枝葉の内は相抵悟するも
の發を能ふり然まども其本源に至りては素より一
根より出づればあらざるを要すふ倫理の情は私

利心の枝葉なり善惡邪正の考は世人は評判を得て
而して後日發する事のふり
故に善惡の教を社會に評判し發すはとのふりて其
所謂善とハ行ふ人不利ふに非ざる受くる人
利ぬるなり其惡とハ行ふ人不利ふに非らざる受く
る人不利ふなり行ふ人の利害得失ハ嘗て其算用
中に入らざるなり故に曰く仁者ハ富まずと又曰
他を利せんが爲りに己を損失せ故に利害得失は
他人に關せず以上を善と非らざる惡と非らず
見よ見よ商人は以て善人と云ふは農業を以
て惡業と評すべし而して社會に人の最を務むべ

是は此善と悪とも評せざる所業に存する事あり
抑も他小惠與ふ如き之を受く不き能く不利あり
り而志て受けざるものと雖も稍く之を受くるの頗
き何多伐以て世之と善と評す能く然れども若し
與ふるも此利害をも併せ論を多に至りて未だ
必ばしも全社會に利ありと云ふ能くあり
幸ふして世人未だ善事と吸々と志て其私利伐捨つ
る不に至らず是れ人間社會の今日不に至りて益々繁榮
る所以なりん此事本文記を多所の世態人情變遷
のさよ小關するを以て記して以て讀者の參考に供
せんと云ふ

源氏の旗下に附從ひ平家を西海に攻亡し平安朝廷
の政權を奪ひて鎌倉政府を成立てた武夫の有様と
顧る小既して是き多少の人馬を蓄へ數ヶ處の莊園を占
領せり是き東國にて大名小名と稱するを能く此時
小及びて日本の諸國に此豪族の無き地とてはなう
々々熟く其濫觴を尋る小原と國郡伐制す此政其宜
と得ざるが為り乎在昔唐制を模倣し國造縣主の制
舊事記に國造百四十四ありを改り國司守介を以て
諸國伐治めらるる當り十六國壹岐對馬と六下
の四種と四年を以て國守の任限と定め諸國の司近
國々一年一度中國に勤定を為し其權限を偏し文墨の
勤解由使之伐勘解由之勤解由と與ふ其權限を偏し文墨の

事務小限りて兵馬の事に至りてハ全く關をば處をか
 了かなと國司の兵事小辭しての任々兵士の名簿二通
 上中下の三等を注し一番の事あり置き一通を兵部
 一送る事あり討上遣る事あり置き一通を兵部
 小據りて次と以て差遣る事あり置き一通を兵部
 の不破越前の愛發と三關と稱し三國の國司を守固の
 任あり其後陸奥守の遊惰の弊漸く朝廷小盛ならず及
 り鎮守府將軍と兼ぬの遊惰の弊漸く朝廷小盛ならず及
 びて治民の任に當り華奢なる京都と離るる鄙野なり
 諸國小派遣せらふ事と貴族の嫌ふ所とありしや干
 四百九十年の頃天長中の廷議に國守に任に堪ゆるも
 の多く得べうらず一良守茂得ば則ち宜く數國と兼帶
 とし心べし一兩の僚屬亦た其請に依て之と任をべし
 其新小除去者より特に引見して以て治方茂勸諭を

雇ふ而して祿厚うらばまら則ち人勸むぞ人勸むぞ
 を治立たむと又た其後三好清行の封事小も諸國の小
 吏並小百姓の告言訴訟に依り朝使と差遣る事を停止
 せん事を請ふの文あり其文中に曰く使人國に到るは
 非と稱を偏小使式に依り官長の貴きを擬し其印鑑依
 領し其禁錮と嚴し其推鞠を受く若し辭對の問に
 と肩を比べ口と連ね其推鞠を受く若し辭對の問に
 も遠ふ有きが則ち立どころ小縲繼を加之辭對の問に
 填ふ若し亦た告誡の旨事皆不實なら百姓轉た相ひ見
 權已小廢し其政令行はし甚しきを肯て其政教不服せむ
 聞ふ則ち各此よ其甚しきを肯て其政教不服せむ
 傷ふ則ち各此よ其甚しきを肯て其政教不服せむ
 の為めは國司の為人なり是れ蓋し治民の任小權威と
 重祿とを附して官吏の之儀嫌ふを防ぐの策のみされ
 るや諸國の守介は嚴然として城柵を築き邸宅と為

盗賊の多き所謂僚属郎黨の輩も乃ち其邸宅を趨走
 して任國の政務を理し兼て長官に私事代贊助せり然
 り而して散位の子弟等時を僚属の上より立て公務小關
 せり是は任限ある一封國と稱す亦不可なふ事な
 如く朝廷より差遣したる官吏を以て地方を治め而
 論甚だ盛なり余恐らく此論を誤是より治民の制度
 漸く弛ゆる又當時の兵制を考ふる一國の丁と三
 分し其一代以て武を講せしり持統天皇の時は一國の
 改り一年京を守り三年防と守る之は上番と云ふと
 守るはこれを衛士と稱し防上番を勤めて歸郷を後ハ
 又た兵役の徵を事ふはさぞ海内の人民均しく兵

役の應へ未だ嘗て武夫れどもはあらば王に承り奈良
 朝の未敷く大兵伐發去て奥羽地方の叛民を征せらば
 是は小於く熟兵の銳く新募の鈍き事を知り此をばや
 千四百三十年の項光仁帝のに建議し因て冗兵を沙汰
 し殷富の百姓其才弓馬に堪ふる者をして専ら武藝と
 習はしむ以て徵發の應を免らば是より兵農漸く分
 り此武夫なる者諸國より出来り軍馬の事を常に此輩の
 負擔する所なり彼坂上田村曆文室綿曆等が率
 るて以て東國伐征しきも實に此武夫なり此武夫等
 上番を勤むれば際より兵部の將士ありて統ふと雖も
 國小歸りに及んで百姓と相伍し自ら武勇を誇り曾

て人の之代統がゆきのれ故小跳梁跋扈して諸國
 盜賊漸く多く是より兵制漸く弛め即ち延喜十四年
 三好清行の封事曰く今更件等の舍人皆諸國籍散
 落或は千里卸驛の外百日程の境小在り強豪門問
 編名宿衛番也司法小依其事を勘亂を置則ち
 の凶暴を洛小八が為略夫れ以る今を遠く向服小在
 駿奔警急は備らんが為皇都眞ふ今を遠く向服小在
 者て京畿は居ら小純皇都眞ふ今を遠く向服小在
 徒に諸國の驅虎豺狼非ら小斯く下小土著にして勇小誇
 武夫あまて而して上は封公の如き國司領主阿るか
 く氣力あまも此ち兵戎弄するを得べし是小於てり
 國司の一族其郎黨と率ある叛るものあり將門純友
關東八州
 九州四國山陽の數國と奪ひ國司の之と戦ふものあり
 偽百官と置き内裏を修す

常陸の大塚平國香土浦の城を出て戦ふ武藏守源經基
 其居城箕田城と守りて防く紀の倣人伊豫守と純
 友を而して國司の一族私兵を以て之と滅すはものあ
 り平貞盛私兵を以皆を領内の武夫伐驅り親族郎黨を
 以て之と統轄せしめて城を防ぎ戦ふ趣々然と
 も此時武夫の集まるとの或は催促に應じ已と得む
 して従ふものや或は私利伐計して集りたる者るを
 以て戦利あらばるときは軍勢散りて敵とれり國香藤
代川小
 敗れて國中全戦利あふとふ軍勢多く集り平貞盛
戦に勝
 敵と成る兵と今更の中偕てとや思ひ前太平
我
 記を見各々私利を計て去就を決し向背伐定りたる一
 二の新族郎黨小非らざりて未だ他人の爲り小死

そつ伐甘ずるけらぶまと思つる

其後有功の武臣等多く所領と賜り始て大名小名ふ
 土著の領主諸國より起り源氏ハ河内の國と賜り香
 國司と肩と比べ權と争ふものありに至れり彼ま々累
 代の封侯なり此ま々僅う小四五年の君主あり故小武
 夫の心伐寄るは處を此よりあらば一々彼此より況ん
 や此等の領家も多くと武人ふれば終小領地小依て叛
 くも此あり千六百八十八年即ち後一條の長元元年平
 其奪ふ處とふる東國領主小て國司を兼ねるはとの
 の武夫従ふ者三万人領主小て國司を兼ねるはとの
 朝命伐奉して之と征るはとのあり朝廷甲斐守源賴信
 傳へ頼信申斐小居る伐以て其子賴義と召して甲斐に紹命を

父小會して共叛くもの素より一族郎黨を以て領内
 小軍小趣くも叛くもの素より一族郎黨を以て領内
 の武夫と統べしりきりけきども征るるも此も亦た任
 國と領内の武夫を驅り一族郎黨を以て之と統べしり
 たり蓋し人誰まう他人の為め小死する伐肯せんや然
 然ども人智の未だ進まざり時社會れ有様已むを得ざ
 ると小小を其生と快くせしむるもの高名重類伐得ん
 為め其生命と失ふもの多し國司領主の任も太平小
 る人民と治むるれ知事たり騷亂小々之と帥ふるの將
 軍もる小及んし領内の武夫等依て以て高名顯達と求
 むる處ハ其國司領主の愛顧と得る小あり故に始めて
 臣従の氣發ちて其指揮小奔走し其私事小周旋して其

子弟と見る事猶ほ主君此如るあり前太平記小曰く頼
 離きて獨身と今至て戦ひ給ひあらざらば一則景通等ら
 たく諫りて是を大將の命を司て下知を一事とせめて今守
 へん時ふらむ諸將の頼命を司て下知を一事とせめて今守
 殿(甲斐守頼信と云ふ頼義の子なり)の大將軍と引きて
 士卒の進退計を給ふ此時我士卒と共におうけ引きて
 云々頼義の詞不立つを實に怪しむ此軍あり而して又武
 夫の他人れ為り死に肯あふものありを見るふり
 又六元衡大音あけて曰く今度千葉殿に憑まれぬあり
 せ昨日の腕骨あり武士に逢わぬ事類の死者あり
 部武俊之と腕骨あり武士に逢わぬ事類の死者あり
 然まども未だ恩義不感して死すも此多からば
 此戦ふ於て源の頼信著し軍功ありしは源氏の名

聲武夫の間小盛し稱賛せら此皆なる之に依りて其欲
 を依處と求めんとせり前太平記曰く去る長元元年
 武夫成り攻め兼ねたるに頼信朝臣の武功不厭斯く
 虜と成り攻め兼ねたるに頼信朝臣の武功不厭斯く
 代其下風小立たる事と望むるのみならず源氏小従ひ
 軍功代立てるが為り小成り郡司となり或は庄司と
 成り或は數多の貨財と得若干の土地と領するに至り
 一もの多うまし成り以て自ら其間小恩義と生じて源家
 小臣従の心を抱くもの多かりけり抑く此土地を領せ
 り武夫を勿論郡司庄司と雖も多かり世官小して代り
 其土地の人民と支配し且つ引卒を故小土著の武夫
 ら皆其所有と成りて勢ひ漸く強大なる是に於て

郡司の其國守と逐ふものあり千七百十二年陸奥六郡
害小據て叛を祖父忠朝廷復た源家の一族とて之
を征む六郡の司なり朝廷源頼義と頼時を討せしむ頼
義即ち河内と發と源家小恩義と抱くの住人等領内
武夫と帥の軍器と携へ自ら戰場不趣くものあり近
野州河原と過き馳加る之と始とて美濃尾張參河遠
江甲斐信濃伊豆駿河の軍兵下向の路を相摸國の住人
騎三百騎五百騎十騎我も我も參向を相摸國の住人
三浦太郎義一騎相具と結んで戦地不趣く小朝廷問
記蓋諸國の武夫私抑此軍ハ多年習養せし武夫の戰
ふ能くざく不司如抑此軍ハ多年習養せし武夫の戰
ふと以て安部氏と殆んど七容易小鎮定とべららず
源氏の軍數く敗ぶ然も尚ほ恩義の為り小戦ふ

の大小名あり前九年七騎落の時則明範李光任貞廣景
任頼義の居處を問ふ國妙曰く一族諸從悉く忠義小命
と捨て一人も生殘さず頼或も積雪小苦み或ハ兵糧小疲
入道して頼義と尋ね頼或も積雪小苦み或ハ兵糧小疲
れて諸國の客兵と言ふも更なり鎮守府の兵と雖も逃
去るもの多し然も尚ほ源家の為りに死を忍ぶ
の武夫あり前大平記兵糧苦り可憐命と飢前小
志す如く名を辱しに申し合へり衣川を修理之進景通申
天下の武夫悉く彼の危下知小隨ひ朝家に歸るるもの
節々武朝家の安危思ひ懸け給ふ存亡小任ぜられたる時
當時の武夫も亦たの義族の彼の家人と云へる語も此時
代より盛ん小行はる如し是は於て乎恩義小報する

の死あり然もども武夫と源家の間未だ君臣の約あり
小阿らざるなり其死必むも義務なる小あらざるふ

其後更に郡司の亂あり前九年の亂は清原真人武則其
氏と滅び故に鎮守府將軍たり其一族叛くものあり
之と後三年源家の一族伐帥あり私に之を征ふもの
あり源義家時と陸奥守兼鎮守府將軍たり故に關東諸國
の家人等其一族郎黨と率ゐて來會せり斯く數く源家
に屬從すに及んで其幕下小從ふも其義務なるふ如
き習慣とありて其仕候の長短伐以て忠義の厚薄を論
ぶるもこれら告三年軍記に據る小義家下問の時衆此

度西國小降りて自然の時先登る心苦しく覺えに
今景政武總寺を得た義家も果報の降伏の人二心の老
景政何の義家用か立つて曰く宗任の十郎平國香は
武者源家の譜代の家臣にあらむ景政事先祖加藤是
六孫王に仕奉りて五代當て二心なり云々是
於て漸く氏族の為り小死とせむ武夫ありと見るなり
是より源家の催促よく應せざる處うらぶ源家の軍
と従わざぶべうらぶるの風習となれり
斯く戰亂あり毎小武夫の小領主と次第に諸國小増加
せり所領なきを勿論其地の吏務伐為るも然して又土
著武夫と臣僕として養ひをれば兼て軍務も關與を
り故小千八百年代の末より國司の權ハ全く下小移り
て兵食の權を全く武人より歸す諸國の人民も專横放恣

たる武人の下小支配をうき更し氣息と出る能はざる
 小至れり然りと雖し諸國に土著の武夫起りて一うり世
 は是を武夫の世界なり朝廷之伐距絶志て廟堂小登り
 を得せしうぞ僅う小衛士となりて平安盛都の繁榮を
 窺ひ見ると得るのみ故に皆不武功伐競ひ死と抛ちて
 此俸領を得地方の政務を取扱ふに至りて不てされが
 既小封建の萌あれりとて之を平安政府集權の有様と
 吟をむいかば、さう武夫の幸福なふべし且つ其地の
 人民とても其地方の人小支配せらるる自ら苛酷の苦
 とも少ふらばべし乎郡縣と封建とを較ぶるとさう封
 央集權の甚しき郡縣は其土地の政務を利あり事な
 り何とふさぐ地方の俊傑に其土地の政務を得る甘ん

政務を人小興へざるに出づるもの多し古来是より以
 後度々の戦亂伐經て次第に此領主の勢力張大小あり
 終小純然なれば封建ともふりにけり
 蓋し人を常に他人より勝またふ事業伐為さんとする
 の心あり是亦を生と保せんが為り外物小打勝つ事
 肝要なまが是心起るなり自ら以て他人より勝まれば
 事業を為せしとす人も亦と爾く思ふや否知る
 履ららず故に之は世の評判小徴し其事業の大小を質
 し世人の大とを味所人之と為さんと欲し吾人の小と
 する所人之と為さ、らんと欲し是蓋し榮譽を望み恥
 辱と避くふの心小し高名心武功にのみの起源亦た

之小外うなるけり然り而して其大と小とを
 も世の事情より由りて大異あり關東を數く軍馬の巷と
 なりて武勇の氣も其生命伐保ち其資産を守り小要用
 ぬる有様なりかか心膽の剛と筋力壯強と武藝の練
 とる人々の最も尊賞する所なりて其榮名最も高きま
 のなりされど武功を以て拔群なる事業を為さんと欲
 し初り小を猛獸を搏し敵伐殺を代多きに誇り終りハ
 人間の最も為し難き死と潔くして高名を得んとする
 小至まり永平の戦小都川平六貞包東條次郎兵衛入道
死と極めたる上り手と推く勝負を決すは小及バ打
勝つたれちとて老命既限るあり後榮期をべき小あり
川曰く諾互小差違へて死ん都一たび死伐以り高名を得

る事を悟りてより漸く此風俗増進し死伐見ること歸
 りたり如きもの數多頭はきたり死後の榮譽を望むの心
 より發せしものあり何となれ死後稱贊せらるる
 とより靈魂の爲り喜悅すべしと自ら考へての上
 不為しにあり唯だ生前の事業と拔群ならんことを
 意小出つるを嗚呼若し拔群なる事業を為さんか為
 ば其生命を捨つべくて是を人間の爲し小事業を為さん
 一機械なりと云ハガ不慮らば
 諸國の武夫等一氏族の下小習養せらるるに及んで人
 人の榮辱利害ハ其氏族の甘心を得ると得ざると小存
 する代以て萬事其意を迎へて奔走し心を盡し身を勞
 して相ひ競ふて其寵遇と得んとすふ小至多べし此事
 只だ其一身小止りて子と孫とまで一氏族

の下小養ふふ、小及んで領内の武夫を殆んど其所有物の姿伐為し家人郎黨の如き詞を臣僕と同一の意味を為す小至れり家來と云へる詞も此而して家人と云ひ郎黨と稱する者將家より對それ諸國の大名の家夫を家人なるを郎黨と云ふ詞も同一様不用ふ軍場小於て、他武夫に上よも立はべく賞を得るに於て、郡司庄司の官よも拜せらるる小領地をも賜ふふを其社會に於て、最も榮譽ある地位とて武夫皆家人郎黨ならん事を望み、彼の氏族に家小生さ此武夫の長と成りし人、其高名心成巧し小運用し自家の為りに利あり、所小榮譽と附し害あり所恥辱と揚げて其勇氣を勵ませし彼れ

既小寵遇を得んとして競ふ武夫の事を言ひ、此策略小従はざらんや眼前小榮譽と重賞を見るをや一雙の酒盃を終身の光榮とて數口の劍を感涙を催さしむべし終り一言半句の賞詞も武夫伐去て死を甘せしむる小至れり後三年の戦は義家剛臆の二座四郎惟廣臆の座小食を事三十一日あり流石の臆病者も之を取ちて一度軍功を顯はさんと唯だ一騎もて敵方小向ひ流失し當りて死せし斯く高名心小臣従の色を添ふ小及んで倫理の情善の邪正考更に社會の勢を以て忠義の氣を發し之を稱贊せしむる小至まり蓋し世の所謂善業とる素と吾人の見と稱贊とふより發せし詞ありと以て多くは自ら損

失して他人と與ふは云ふを夫の氏族の下は從屬
 漸く臣僕の風習を得るは武夫の善行の爲す事
 を深く信ぜざるを以て軍陣に臨み恩義に報ふは過分
 の働きを爲し所謂一日の思ふ百年の命と捨つるの所
 業を爲さず夫れ一日の思ふ百年の命と捨つる過當
 の報形を以て善行なき之と忠節と云へり蓋し勇氣
 と臣従と善行と成合さずと此あり夫の高名の爲す不
 さへ命を惜まぬ武夫の事不社を更し善事を加へ多
 所業と爲す小於て豈に躊躇せん前九年の頃より忠義
 の文字を武夫に尊む所となし此を後三年の時鎌倉權五郎景正善く戦ふ鳥海彌三郎殿とこを覺へたれ其
彌三郎之をを見て四人張し十四束飽すで引設るて弦音高く切ち放ち景正の右眼を射て首を貫き甲の鉢付の

板に射付たり景正此も鳥海彌三郎殿とこを覺へたれ其
 唯今御矢賜はるる矢を進せん受て見給へと云ふ儘
 處引矢を折懸るがら矢を番ふて引絞りと追ふて
 小眼矢を射死せり是忠義源家の爲め小死を爲る
 逐鳥海と武夫の戦ふ有様なり源家の爲め小死を爲る
 の爲め小武夫の戦ふ有様なり源家の爲め小死を爲る
 其社會は於て最も榮譽ある所業と成社也
 如此に人心を千八百年代の中頃より關東及び其他の
 國々小起りて漸く社會の風俗となり後人をして之に
 習ふて以て榮名利達を求めし者なり彼の先代より武
 勇を以て顯はる忠義を以て稱せられたる英名偉業を
 諸國の武夫として羨慕して以て武道を磨き心膽を固
 めし免之小傲はる者なり抑て人間の所業を多く
 は先人の模倣を小於て利益多きを以て先人の爲せ

一所業ハ疑フ事多ク是則ち風俗の起ル所
 以テ一團を為セタ人民の言語動作自ら一致スル
 所あるト之ヲ為メナリト先代の奉セシ氏族ハ後
 代ト奉セラズルハ勢トナリ先代の利を以テ
 行ヒ事ハ後代ト義務トナリて行リ給フベカラズ
 至事ハ後三年以後諸國の武夫ハ大名小名に
 臣從志ク而シテ大名小名ヲ將家小臣從ハ社會の風俗
 とナリテ星霜を經ルに從ヒ其勢ハ愈ク積重セリ是と
 以テ苟も將家一門の人ト云ハ諸國の大名之と奉
 武夫其命小從ヒ何處の時何の處ト以テ戰鬥と
 試み得ベシ義親の出雲ノ救キ為朝の九州と押領シ義
 平の關東ノ戰ハ何事と為スの易キヤ

當時の史乘と考ふる小國事に關する事件も多クハ將
 家の人ト出づ豈に將家の人物出さんや蓋し高論
 正理を以テ當時の人心を動ラセ小足ラテ唯だ將家の
 門地のみ以テ數萬の人命と死スルに足ラナリ以
 テ臣從の勢盛ル事と知ラズ
 一ハ臣從と武勇ハ勢ハ歳移リ星改ル小從ヒ次
 弟に鬱積シタリを以テ保元平治の戦ハ有様と最も烈
 しく見ヘキ事ナリ譜代相傳の郎黨多年恩顧の家人等
 御曹司若ハ冠者の前小先ヲ争ヒ臣由緒あるものは
 詳ラ小先祖以來の武功ヲ述ベ由緒あるものも高ラ
 小其姓名族籍と述ベ高矢石を恐キ敵の多少小ハ關

せず敵陣の中へ驅入りて一騎一騎に戦を為さる勇さ
 ざる軍の規律なく体伍なく魚鱗の備へ鶴翼の戦ふふ
 武夫皆ふ思ひくの得物と携へ自由自在に進退したれ
 とも唯だ恥を知り功を競ふの勇氣あつたが為軍陣と
 全志たるあり

これぞゆゑ千九百年代の中頃源氏の子孫兵と集り平
 家を滅するに當て國郡と治むるも其絶て朝廷の官
 吏の如きもの代見だ郡司庄司權守城介等の官名は家
 々の姓名に如く通稱すら其支配の土地も其所有に
 如く領内の武夫を臣僕の如くしめて皆ふ武勇を勵
 死と見ること歸るが如きもののみなり斯く領主の増

加へ威權の此に歸きしゆゑや國司亦た自ら任國に
 趣くことなく此輩に命じて目代せしむるに至り源
 氏の子弟を奉り平家滅せしものを此輩なり鎌倉の
 政府を創立せしも此輩なり源家の軍勢東
 國より西國に推し渡り此間にも到り處豪族の武士を
 統ぶるものを見て朝廷の官吏を見ざるも此亦實に之
 が為りなり地方を制する政の規律なき亦た驚くべ
 きなり是に於て千六百年代より諸國に鬱積したる剛
 勇敢死の氣一時に暴發したるを以て鬪争決戦の有様
 實に勇く見えたり鬼神と呼び天王と唱へ
 らるるは勇將勇士等互に死を争ひ打亂きたる軍場の

向は血煙たて、ぞ戦ひんふ其間筋力た驚く履きもの
 能登守教經ハ二三十人力ありて死す武夫 武術は於て若
 二能人をい挟み海山投して死す
 と輝かきものあり々奈須與一扇の要と射る佐死を見り
 歸かか如きものあり河原太郎弟次郎を呼んで云々
 家人の高名と譽とを我等ち自ら手と下さで叶ひ
 難一我等城中入りて一矢射んと思ふなりこれだ
 千一人にて生田の森の逆茂木と越え死す夜而して死を
 中二人にて生田の森の逆茂木と越え死す夜而して死を
 遂くるは最も恐るべきものあり今井兼平太刀と板
 者主の御伴は自害するぞ是を見習や東國の殿原と
 て大刀の鋒を口ふくわく馬より逆小落て死にんぞ
 将家ら兵權を委ねらるる堂くらゐ征討の軍もか
 めづから一家の私闘の姿とれをたれを官軍は將も嚴
 命を以て武夫を駈催をも能くして私情は以て援兵

と請ふの敬禮ふらふべからずされど臣従の氣盛なり
 一時も雖も將軍より諸國の武夫を催ふ常に憑むと
 云ひ或る之と語らふと云へり武夫の之に應ずるは與
 力をと云ひ同心すと云へり與力同心の武夫集まりた
 り軍体ありと以て嚴肅なる軍律も立たりと能くざり
 一か抑く未だ之を立たり代知らざるは大将の號令
 不も従つて氣儘に敵に向ひ自由小駈引あつて有様
 是當時の戦ふ於て數々目撃す所あり熊谷直實平山
 進まをりて一谷小向ふ曰く此手ハ惡所をば誰先と
 云ふとありて功と為さんと欲はむ一谷小進むに如
 と云ふされど隊伍と立たり法の未だ開けむと唯だ
 勇氣あり武夫等一處に集まり一向進み戦ふはあやで

の事からん

之と要すふ小我國封建の權輿と國司此專權として僚
屬と臣使を多に萌し戰功の武夫郡庄の司小拜し其職
を世くし若くは土地代領をり小發せしむ此からん然
る而して夫の忠義此心と封建の勢此進む小従ひ愈々
増積すべしものたふこと代明知し得べしなる

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字が並ぶ）

第四章

鎌倉政府の創業より其治世の間の有様

鎌倉政府の斯く大小名の武功よりして創立を成所
る代以て彼の次第に増進せる封建の勢を滅消し之と
郡縣の有様小復を事ハ素より其威力に及ぶ所なり
之と郡縣小復したれどとて舊時の如くならんは余
ち寧ろ封建と取るあり何となく地方の政務を地方
の人民より委任せども其威力の及ぶん限り之を抑制
せしむる如く彼の王朝の時小當と數々叛亂鬪争を為
しきまし諸國の大小名も鎌倉政府の時小於ては或る
帷幕の臣とふりて政治此要務小關し或る政府の優對
を受てて地方の人民を治り復し従前の如く政府の人
小凌蔑せられざるに至りし代以て皆々歡喜して鎌倉

政府の忠節を盡す人となつて復た顧慮をせざるも此とも見へざるあり然れども頼朝の疑ひ多き心よりして木曾氏を滅し平氏を滅し陸奥の藤原氏を滅したる後ち關東忠義に大小名若ハ一族と雖も其大なるもの名望ありて皆之を滅し以て後の患を掃へり總上介廣常叔父行家弟範頼義經從子義高及ひ義經の子を殺せり其小なるものと雖も勳功を賞するに當て多くて感状賞詞を以て其高名心を甘ざしむるのみよて土地を分與し實力を附をばに於てハ極めて吝なり熊谷直實と日本一の甲の者也と賞司行平を日本無雙の弓取也良方と見知る事汝の眼過ぐべしと賞ちて播磨の守護職とを北條氏の眼強大死の事なり是より於て諸國平均し土地兵馬を有するものも雖も未だ以て鎌倉政府に抵抗をせざる程の實力ありとのらるるなり

然りと雖も當時武勇に氣諸國を威し以て所謂死を見ざる事歸る如きの武夫等郡郷に散在するに以て之を治むると真に難かき其れ人皆ハ天性財を惜み死を哀むの心ありて以て地方の政務を地方に委ぬるも猥りも叛亂を起す患なく其利ありて其害なきは夫の死を惜まざるの武夫に如きも資財の得失を論せず事此成否に關せず亂を為す者政府之を統ぶる事なくして可ならんや大江の廣元即ち策を立ち曰く世已に澆季なりて梟惡の世に最も時を得たり天下に反逆の

輩あらん事更小絶ゆるらば東海道の内より斯て
 まさか静謐なるをなまど姦濫定て他方小起らん其
 と鎮めん為り小毎度東國の兵と發せられんと人の
 煩也國の費也今より後諸國小御沙汰と交へ國衙莊園
 小守護地頭を補きらすむあふかりに恐る所なり早く
 申し請ひふべしと是小於て頼朝朝廷より請ふて國衙小
 守護を置る之に警察徵兵及び裁判の權を附して御成
 目第三章に曰く右大将家の御時小定り置る所なり大
 番備後謀叛殺害人並に夜討強盜山賊海賊等の事あり
 之を總追捕使ととも云一以て地方の武夫大小名を統
 管し武夫大小名の私小兵派弄をば禁制せり御成敗
 第三章曰く抑く重代の御家人たりと雖又諸國の大小
 三章曰く所帯ふるも御家人たりと雖又諸國の大小

名を皆守守護職の催促小應ずべき義務あり催促小應
 せされ其所領を沒收せらば事なり御成敗式目第三章
 熟後小發せし御家人即ち大名の有様を考ふ如く又近
 年の後小薩摩の武士有き高と云ふ所の類ふされ
 是より武士專横の弊止より又領主の自ら治めざり
 莊園より鎌倉政府より地頭を置き名主の上小立て吏
 務を扱ふをたす抑く地頭の職を始にち京畿近國關
 西の諸國小定補ちるふ如くは社ども其後數く土民
 領家の訴ありて唯だ小本所の自ら治めさる莊園に
 置る御成敗式目第四十六條小曰く名主の職を召し
 附せらば所ありとありと覺ゆ領主の自ら其國より居る庄
 頭なる所ありとありと覺ゆ

園ふる其領主即ち大小名を志て自ら地頭の任と取扱
ひしりたりをならん故に鎌倉政府も諸國の領主も地方
の金穀の吏務を負擔せしめて而ちて領主も此公務に
關するを喜ひ鎌倉政府ハ其正邪を責罰するの權あり
あり要するに鎌倉政府を守護と置て地方の武夫大名
と統べしめて以て兵權伐收り地頭を置て地方の金穀
を取扱ししめて以て其財政を制する故に其國郡を制す
るに有様と前時と全く一變せしむ如くふれども未だ
嘗て大小變は所あらざるなり平安政府の時と雖も
諸國の大小名も皆實に地方の金穀を専らし兵馬を
擅しせし然るも朝廷の官吏之を擯斥志て見し以て

賤務と為して嘗て共小齒とばりあり鎌倉政府の時小
及んで之を擯斥せし志て貴重なる公務と親しく之
を歡接し其公務を扱ふの是非を明察せし故に領主皆
政務不甘し其地位を誇り此氣ありて而ちて亦た專横
の弊やみくも是れ實に鎌倉政府治世百四十餘年間彼
れ土地を領し兵馬を蓄へ死を惜まぬ地方武夫と
敢て政府に向ひ兵を取らむものなりし所以なり
抑く此事後世有司の能く心伐盡せしに因りて雖も廣
元頼朝の功居多ふりと云はざるべからばなり
多くら守護地頭と置くの一事を以て朝廷の權を殺す
ものとして然れども朝廷より命遣せし國司の地方
に於て權なきに如何なる時始に關東地方小ありし
に起る時不當なる如何なる國司の關東地方小ありし

多小權ハ地方ノ大名ト以て目代ト為せル故ク云ハ國司ノ難シとシ制ス人ノ余ハ却テ地方ノ大小ノ名ヲ見ル也

斯く平安政府の制ハ兼ねたる大小名と巧み小制したる鎌倉政府の内部を極めて簡易なふに於て當務の人亦た甚だ多うらぶふが如く此等の人々の往時僚属の國司の邸宅を集まるとが如く其後家人が領主の家小集まれば如き有様ありて源家此私邸に於て國の政務を取扱へり蓋しいづれの政府も其起源を尋ねざる多し如此ものふして後世次第に廣張り盛大なるりて或は善良となり或は暴戾の有様とれるならん政の別當を前因幡守大江朝臣廣元王計允二階堂朝臣の案主を鎌田俊長知家事々若手小忠太光家問注所の

執事ハ中宮大夫屬三善康信侍所ノ別當ト和朝臣義盛公事奉行も前掃部頭藤原朝臣親能筑後權頭藤原朝臣俊兼前集入佐三善朝臣清文章生三善朝臣宣衡民部丞平朝臣盛時左京進中原朝臣仲業前豐前介清原真人實俊京都守護兵衛尉朝臣遠景ノ斯く鎌倉政府ハ巧小國郡を制し簡易なふ政体を取立てる後ち一家政府ハ天下を以て家と為る者の政府と握るものとの有の弊害を直らふ其内部を萌さる蓋し何色の君主も此世界に於て后妃妻妾の外平生交語をべし朋友ふきものなき國中の男子も皆生れぬやうに其臣下にして平等に交と為す能はざ故に親しむ友もよく研磨の利なきを以て列國に君主も非らばりやうに其智ハ自ら平常の人及び難を賴朝の死後二

世三世の時ふ及んで此弊大に發出し加ふる小平安柔
弱の遊技又を其心伐沈酔せしめしむる全く孤獨の人
となりて頼朝の時ふ當て大に増進したる忠臣義士も
其心を盡し能はざる至れり
斯る時ふ及んで北條氏を外戚の威と藉り執權職の權
を以て彼の源家の忠臣の中自家れの制し難きもの
皆之を討滅し其餘の小ふものも皆を私恩を施し
其心伐收攬し執權職を以て自家累代の職務と為し干
八百七十九年を以て源氏の子孫を滅し一家政府の主
人の血統と絶えしめたり總て其所為極て隱密にして
後人として事實と知る小苦まむるものあり

然りと雖も門地の貴賤を當時の人れ最も信をば處小
志て北條義時の如きも之を制す不能はざるなり蓋し
平安政府が門地を以て貴賤を論し天下小公示きよ
る慣習の久しき人々皆ふ門地を以て起ゆべからざる
ものと思ひ漸く血脉伐以て貴賤を分ち曲直を判るる
至きり譬ハ武夫ハ生れながらにして賤とく公家方々
生れながらにして貴とく思ふ事なり隨く武夫
の公家と征すは曲公家の武熟く其心の起る所以を
考ふる小是亦た鬼神を敬するの心と殆んと同一なら
ん第一章神道の起るを蓋し人々の怯臆の心死を避く
發極て多きものも稀小見るも此狎ま近くこらば
るもの等もハ常は多少の想像を廻し其災と避ると

をばもれあり高位高官を人目の集まる處小して而して狎を近く居らざるもれなき其人常に金銀珠玉と衣服を飾り深殿高樓小住するを以て世人の之を見聞するも悄然として其嚴威小畏社先つ心に自己同等の人小何らざるの思ひあり是は小於て人小貴賤の考へあり其子孫長く此職代保傳に及んで人即ち門地血脉を以て貴賤を判し生社ふがらに志て貴者あり賤者ありとの心起ふる均しく是れ同等の人類れきとも高位の人此血脉を貴しと思ふ小至此りされ自己の親昵せる人の高位小登り小服を著して彼の數々見るべからざる近き易からざる人知愚小服すものなき彼大關せざる

小名等同輩の知者小與みせざして源家の子弟に従ふもの一は貴賤の考其心小存まねがなき傳曰くと雖も尊らる君ハ尊らると雖も親しむべからざる親と代兼ぬら親しむらざるなり故小人常に親しむらざる嘗て甲の人のあまひと某事を論そ乙甲の説小服を著し則ち洋服を纏て曰く泰西の學士亦此説を則ち服を纏て曰く泰西の學士亦此説を親しむからぬ者親しむからぬ者を尊む天地を祭る子等の間の禮儀小軽重あり人心の有様如此小して北條氏の門地族望ハ當時の人心と繫く能はざるを以て北條氏を貴族の小兒と平安の朝廷より迎へて奉じて以て鎌倉の主として征夷將軍の跡を継がしめ以て四海小號令をり恰も法師の神符

と擁立て法を説くと一般にして素と其説と神として
無知の人として畏服をせしめんが為め斯く源氏の
嗣既小絶え他の貴族其跡を保ち一家政府の性質變
て有司政府となふと雖も是を皆不鎌倉政府の内部の
變異として外部に對するは威力に於てハ更小面目を改
むる所ならざり

斯く政權の關東小歸せし後平安の朝廷に於て嫉妬の
情なくんをあらはすなま蓋し神教政府の勢を佛法渡
来の後大小減少しきりと雖も古代の事を追懐する毎
小神代の偉業を思ひ出さるる故に王家を日本の人
民を統治す所の神權を有するとの考を常に日本人民の

心裏を離るるふたなく且つ有識者の首唱する處あり
平安の朝廷文弱小歸せし後眞の政權をふとれを實小
藤原氏小歸ちて天皇の與り知らざる所を社ども亦た
朝廷小あまて事を執つて以て王家亦と怪りて人民亦
た疑ひを終ふる關白攝政の權を春日明神の子孫に在
ると想像する小至まり平氏武臣と以て天下の權を專
らふすふに及んで王家と藤原氏とを其專權を奪ひ
てし事小心付ら敷く之と覆さんと欲して却て其威權
を失へり然れども亦た平安の都にありて王家を補佐
するはか如き有様ふとを以て終ふる人亦た怪らば
至社に源氏關東小起りて政權鎌倉に移る小及んで王

家へ却て平氏の時よりも尊敬せられたると雖も政府の場所遠く關東小在ると以て其特権を失ひ、事灼然たるがゆえ王家々之を回復し往時の如く公家一統の世と為さんと頻りに隱謀をなすは是より於て關東調伏の堂伐建てらる關東調伏の堂と三條白河と建て最勝四天王の院と名付らる其後三世將軍實朝打たれ給て急かた白河關東咒咀の事數くある又た關東の長久を祈れ、陰陽師を止めらる事もありけり其他猶ほ兒戯ふ類を俗事共多らるけり然ると雖も門地の貴賤を信し王家の神權を稔聞し兼て高名顯達ふも生命とも顧みざり武勇の猶ほ未だ衰ざり世々の數多の大小名依りて之を歸せしむるに足るも

のかり況んや此時源氏の嗣既ふ絶志諸國の武夫等其忠義と盡むべきの主的を失ひるは時々於て一天萬乘の君を以て征伐し給ふふ於てをや關東親昵の公家へ直ちふ召籠らる北京師の守護と直ち打られ院宣を直ちに七道へ下だされ武天の集りふも此一萬七千人將小錦旗と翻ちて東國へ攻め降らんとせり然りと雖も關東亦た智謀の人多し豈に豫め此事ありと知らざらんや頼朝の寡婦即ち四世將軍を擁し大小將士を召して曰く皆々心伐一に承れ是最期の言葉也故將軍朝敵と征し關東を草創せしむる諸士の恩を蒙むる山岳も高く溟渤も深し今も朝廷逆臣

の讒小因て非義の綸旨と下だし關東を滅せんと為し給ふ早く逆臣等と討取り三代將軍此遺跡伐全を下し但し京方の參らんと欲す体ものは唯今慥に申し切せと頼朝此謀士大江廣元三好善信等策成立ち曰く今の計きは其の宜しく速に武州北條泰時を以て單騎を至とも鞭と揚ちて京師に向ふをむべしと是れ於て東國の武夫十九萬東海東山の二道より京師此方より攻上り京軍戦ひ敗れ將士等走りて敗状を奏せんと其門を閉ちて入れぬ東軍六波羅に入り即ち勅し曰く今度の合戦睿慮に出ても謀臣等う申し行ふ所也と三皇二官遠國小移され謀に與らば公卿數多刑戮をられり是と

承久の亂と云ふ實は千八百八十一年也是れ王室其尊嚴と汚し復た朝廷に心を寄す体ものは其門地を尊ぶの氣大小減少し皆を關東の號令小服従せり其後鎌倉政府を更に一層修整せし有様と成まり其内部の順序も極めて周密にして國郡を對するも小も倨傲の弊をかりき故に大小名の國郡を領し人民を蓄ふる有様と更し減少す處ふく封建の元素ハ歲月を經る小從ひ愈増せしと雖も其專横の弊を全く廢絶し其決死の勇を漸く減少し復た名利を死すべき事件もたなく恩義忠節を死する人もなく武夫の職世職と成りし以來常小凌蔑せられたる農商も始めて氣息を伸へ肩を

して流民を救ふも政府と雖も為さざればならず泰
時の之を爲す咎むべからず又た時宗の時民間少數の
貨幣も乏しくして零賣も不便を生せしことあり金を
支那も送り銅貨と交易し來りて民間の融通を助けた
る造幣の法なき當時もありて驚くべき偉業と云ふ
べし要するも鎌倉政府終始心と民事を盡し吸々として
唯だ其及びばならんと欲恐るゝが如く唯だ節儉極て
甚あくして文學を勸め志を無く學校を設けしとよく
奢侈を制し人智の進歩を妨げし跡ありて或る識
者の議論を招くものあらん然るも雖も平安政府の開
化も地方を抑制して以て養生せしむれば國家の爲めも

願ふ處もあらざるなり鎌倉政府の下も退歩せし是
を自然の過度に達せしむる況んや我國民間の著書見
るべきも此ありて實も鎌倉政府の時より始りしと
や
鎌倉政府内治の方法此の如く嚴肅なる代りて外國
對するも亦た十分の力を伸ぶを得たり此時も當
りて元の兵既に韃靼地方を平定し其鋒を南し金と滅
し宋と滅し全地過半の人民を統轄し勝兵の餘威を以
て來りて好むを求め數に西邊も寇たり海内大小恐れ朝廷
頻りに元寇を攘ふも代祈り熾威光法を修して元寇と
研むると祈る金輪法を延
曆寺も修す孔雀經法を修す大般若經を轉讀す七百の
僧と石清水の會し七日夜尊勝陀羅尼を修す伊勢大神

宮小奉幣して元寇を弭んとせん
轉讀す以上大日本史の言真に然り
と元寇の如く彼を不小や鎌倉政府
曰く國中の一人(即ち彼自ら言也)
もこの日蓮を聖人の蓮に非當れ未
なり彼を調伏せん法華經の行者
大將たる日本第一の衆生中華小
六ひ来る朝廷將小之に答へんと
遣らむ又其使者と斬る即ち士と撰
令遣し北條實政と以て九州の探題
備ふ是に於て元の兵十萬肥前の
あてて元の戰艦淺漂没す我兵之
殲る元の兵免き歸る者僅に三人
の蓋し此役の左

程の大戦もなく全く颶風の助け
如くふれども鎌倉政府の依然と
真小憑も去く見ゆなむ但し其構
恰も小兒れ相逢ふて直に打撃を
りと云はざるべからず吉田賢輔
功ありが如く論ぶる誤り元使と
國書と齋の當然の禮と以て之を
亦自立國の體然の禮と以て之を
と汚らざるに斯く鎌倉政府の内外
うても其は其ゆへなる小あらば
樞要に當り政務と裁決志す北條
氏を其門地と以

て武夫と歸服せしむる源家の如く人心を畏憚せしむる王家の如きもの小あらざるを故小天下の政權を實に北條氏小ありしかども諸國の大名ハ之と同輩視し平安朝廷之と陪臣視し未だ天下の主として仰ぐものあらざりき然而して朝廷を常に王權を恢復せんとの形跡を現し大名亦た依然兵甲を蓄へ莊園を占領し以て忠義の武夫と臣養せし苟も政府をして乗るべきの釁あらざりし北條氏先づ其衝小當らんと知り處ふなき斯く上下より其衝強うすしから北條氏を代り英明果斷の人を出し絶えて頑愚柔弱の人なく其親戚友朋に對し休の處置し於ては執るべきを

と雖も公衆に向て政務を行ふに於ては代り公平節儉と重し唯が及ばざる然恐るる如し是を偏小門地の賤しきか為りに良政を以て人心を得る以て其衝小當らんとを思慮すふ小出てしなきを良政猶ほ安き能はる故小始り藤原氏の一族後小親王を奉りて以て其政令に尊嚴を附し自家を執權の職ありて他の官吏と同列し諸國の大名即ち地方官吏と應答せり其職小一人より當るべく泰時以来に加判ありて贊助せしるる斯く有様きて北條氏の權も答ふふ小大名と滅ぶる能はる上下の權衡平均ありしを人民太平と樂み肩を息ふるを得たりなり如此有様きて二十年

代の未まで打續たるを
斯く鎌倉政府も親切に人民一般の幸福を保護し天下
と率ゐて王室に服事志しねが假令至徳と云ふべから
ざるも大に責むべきも此ふ加りし如き然りともし此
有様小至らざるんが為る小政府の人くと皆人情小背
け不事のみ為したる彼の忍びざるも依忍びたり之が
下を依武夫と婦女子小均し小柔弱の貴族を殺し其勲
功成以て所領を賜り富有の生涯を悞む小至れり之が
主たるものも罪なき一族大名等を滅し以て自家の
後害を除かんと志しり之を執権たるもの其主家此子
孫を除き數多の同輩を滅して以て自家の安全を謀る

も其他の有司等も己の危きと懼き主家の亡ふると知
らざる如く打過きたり其他皇統の継位小も口入し奉
り擁する所の貴族も年長ぶふ及んて之を逐ひ拂
ふと終始之と為せり是等を却て一般人民の幸福の基
となしし事共此も倫理人情の最も責むる處なり
と此を畏懼の心を安樂の長ざる小従ひ愈々増進し此
罪業を消滅せんが為め小佛法を最も尊信と受け其威
力を政府の間小及せり封賜に各々を頼朝をして數々
僧侶小施恵し寺院を封領と給せしめ甚志を小至りて
る平重衡を東大寺に送るて誅を志め以て其恨を晴ら
さしめたり

重衡亦た罪深くして如來の妙
助小遇ひ難きことを歎々し
鎌倉政府の

基と計畫をたゞし大江廣元として入道覺阿と稱すより節儉なる時
 隱謀多し義時として數く祈禱を為さしり節儉なる時
 頼剛勇果斷の時宗として數多の大寺を建立せしめたり
 且鎌倉政府小圓顯の有司多し前後比なり當時の
 人鎌倉の狀況を記せしものあり

東南の角一道ハ舟楫の津高賣の商人百族ふきとひ
 東西北の三方ハ高昇の山風の如く小立廻り飾まり
 南の山の麓小行て大御堂新御堂と拜られし佛像鳥
 毳の光瓔珞眼源光行の海道記と見よ蓋し輝き月殿畫梁の粧ひ金銀色と争ふ
 千八百八十四年の記行源頼朝營館と此處小造り佛神をあらめ奉りしより今此繁昌地となきり大

御堂と聞えし石巖のさびしむは浅切りひらき道場
 の新なるを聞きしを禪僧肩をふらふ志うかのみ
 ならん代々の將軍以下作添へら此を松の社蓬の
 寺町くに是れ多し親行の東關紀行と見よ
 茲小記する處を以て佛法繁盛の一端は見え得べし
 ふうんづく最も時を得たりしはれ禪宗ありき

明治十一年二月廿六日版權免許
同十四年十一月四日再刺御届
同十五年二月出版



櫻 卷之二

48-13780

東京 書林 賣捌

明治十一年二月廿六日版權免許
同十四年十一月四日再刺御届
同十五年二月出版

静岡縣士族

田口

東京牛込區牛込北
山伏町四十三番地

卯吉

- 日本橋通一丁目 北島 茂兵衛
- 同通二丁目 稲田 佐兵衛
- 芝三島町 山中 市兵衛
- 淺草茅町三丁目 北澤 伊八
- 小石川大門町 青山 清吉
- 日本橋通三丁目 丸屋 善七
- 同通二丁目 小林 新兵衛

010190529512

